

令和7年度【給与支払報告書】の提出について

※令和7年度は定額減税に関する事項が追加になっております。
記載方法につきましては内容を十分ご確認ください、記載をお願い致します。

○ 提出期限

「給与支払報告書」の提出期限は、**令和7年1月31日（金）**です。
市区町村の事務処理上、期限内に提出していただけるようご協力をお願いします。

○ 使用する給与支払報告書様式（書面で提出する場合）

2枚複写の給与支払報告書（緑色）は、1枚目の個人別明細書を市区町村へ提出し、2枚目の源泉徴収票（受給者交付用）は本人に交付してください。

支払金額が法人役員で150万円、一般の給与所得者で500万円を超える方については、3枚複写の給与支払報告書（オレンジ色）を使用し、2枚目の源泉徴収票（税務署提出用）を税務署へ提出してください。電算システム処理用については、3枚組の連続様式（青色）となっております。

○ 総括表の添付

給与支払報告書には、総括表を必ず添付してください。

なお中央市では、令和6年度に特別徴収していただいた事業所に『専用総括表』を11月上旬に送付させていただいております。

この『専用総括表』を使用して提出される場合には、通常の総括表を提出していただく必要はありません。専用総括表は、所在地、名称等を印字して送付いたしますので、印字内容に変更等がある場合は朱書きで訂正をお願いします。

※ 会計事務所等に給与支払報告書の作成を依頼される場合は、専用総括表を会計事務所等にお渡しいただき、給与支払報告書に専用総括表を添付の上、提出してください。

○ 提出方法

従業員の方が令和7年1月1日現在、住民登録されている市区町村へ提出してください。

なお、正社員以外のパート・アルバイトの方、中途退職の方についても同様に提出願います。
提出には、「作成した紙の給与支払報告書を郵送する方法」、「作成した給与支払報告書の電子データを光ディスク等に格納して郵送する方法」、「作成した給与支払報告書の電子データをeLTAX（地方税ポータルシステム）で送信する方法」などがあります。

※ 光ディスク等による提出の方法は提出先の市区町村に、eLTAXでの提出方法は「地方税共同機構」にそれぞれお問い合わせください。

なお、前々年（令和4年分）における給与又は公的年金等源泉徴収票の税務署への提出枚数が100枚以上であるときは、eLTAX又は光ディスク等による提出が義務化されています。

※ 令和4年分の源泉徴収票の提出枚数が100枚以上の場合は、令和6年分の源泉徴収票の提出枚数が100枚未満の場合であっても、eLTAX又は光ディスク等により提出しなければなりません。

○ eLTAXの利用手続きについて

地方税共同機構

ホームページ：<https://www.eltax.lta.go.jp/>

○ お問い合わせ

中央市役所 市民部 税務課 電話：055-274-8546（直通）

給与支払報告書(総括表)の記載例

令和7年度(令和6年分)給与支払報告書(総括表)	1月31日までに提出してください。											
	指 定 番 号											
	12345											
	令和 7 年 1 月 20 日提出 長殿											
	給与の支払期間 令和 6 年 1 月分から 12 月分まで											
	給与支払者の個人番号又は法人番号											
	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3											
	フリガナ ○○○○カブシキガイシャ											
	給与支払者の氏名又は名称 ○○○○株式会社											
	事業種目 □□業											
受給総人員 80人												
所得税の源泉徴収をしている事務所又は事業の名称 株式会社 △△△												
フリガナ												
同上の所在地 〒409-3892 山梨県中央市臼井阿原301番地1												
給与支払者が法人である場合の代表者の氏名 代表取締役 中央太郎												
連絡者の氏名、所属課、係名及び電話番号 総務課 給与係 氏名 中央 花子 (電話 055-273-××××)												
関与税理士等の氏名及び電話番号 氏名 ××会計事務所 税理士 中央次郎 (電話 055-274-××××)												
納入書の送付 必要・不要												

○主な留意事項

- 提出後に追加及び訂正報告がある場合は、総括表上部に分かるように「追加」または「訂正」を朱書きで記載してください。(追加・訂正の表示がある場合は、○で囲んで提出してください。)
- 「指定番号」欄には、提出先の市区町村が定める指定番号を記載してください
- 「給与の支払期間」欄には、「報告人員の合計」欄で計上された人員に給与を支払った期間を記載してください。
- 「給与支払者の個人番号又は法人番号」欄には、給与支払者の個人番号又は法人番号を記載してください。なお、個人番号を記載する場合は、左側を1文字空けて記載してください。
- 「給与支払者が法人である場合の代表者の氏名」欄には、経理責任者の職氏名を記載してください。給与支払者が国の機関である場合には、国の機関名を記載してください。
- 「連絡者の氏名、所属課、係名及び電話番号」欄には、内容等を確認させていただく場合がありますので、ご担当者様の連絡先等を記載してください。
- 「関与税理士等の氏名及び電話番号」欄には、税理士等が報告書を作成する場合に、報告書に関する問合せ先となる税理士等の氏名及び電話番号を記載してください。
- 「受給者総人員」欄には、令和6年中において給与を支払っていた者の総人数を記載してください。
- 「報告人員」欄には、提出先の市区町村ごとの給与支払報告書(個人別明細書)を提出する人数を記載してください。
「特別徴収対象者」欄、「普通徴収対象者(退職者)」欄及び「普通徴収対象者(退職者を除く)」欄の人員の合計と数字が一致することを確認してください。
- 「給与の支払方法及びその期日」欄には、「月給 毎月20日」や「週給 毎週月曜日」などと記載してください。

「普通徴収(個人納付)への切替理由書」

を提出してください

山梨県の全市町村において、住民税の特別徴収の完全実施へ向けて取り組みを行っています。昨年度と同様に給与支払報告書を提出の際、普通徴収(個人納付)とする場合は「普通徴収(個人納付)への切替理由書」の提出と給与支払報告書に切替理由の記載が必要となりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

普通徴収(個人納付)への切替理由書【 見本 】

個人住民税の普通徴収への切替理由書

市町村長 あて

指定番号

事業者名

事業所名を記入してください。
指定番号をお持ちの場合は指定番号も記入してください。

項目	切替理由(下記6項目以外の理由は不可)	人数
普 A	総受給者数(専従者・乙欄・退職者を除いた合計)が2名以下	人
普 B	他の事業所で 特別徴収・普通徴収 として扱う乙欄該当者	人
普 C	毎月の給与が少なく、税額が引けない	人
普 D	給与の支払期間が不定期(例:給与の支払いが毎月ではない)	人
普 E	普通徴収として扱う事業専従者(個人事業主のみ該当)	人
普 F	退職者・退職予定者(5月末日まで)	人
普通徴収合計人数		人

●重要

- 1 普通徴収とする場合は、個人別明細書の摘要欄に必ず項目(普A～普F)を記入してください。
- 2 摘要欄に項目の記入がない場合は、特別徴収の取扱いとなります。

普通徴収(個人納付)とする場合は、項目**普A～普F**の人数欄に人数を記入してください。

普通徴収とする場合は、給与支払報告書の摘要欄に「普通徴収－A」のように記入してください。

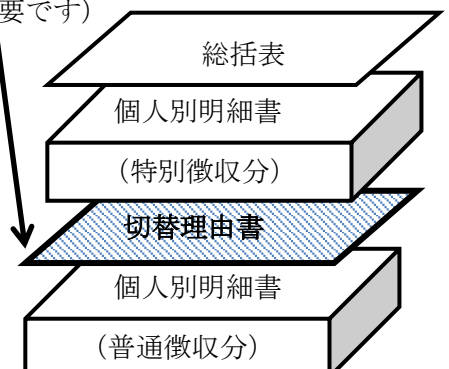
【給与支払報告書(個人別明細書)抜粋】

(源泉)控除対象配偶者の有無等		配偶者(特別)控除の額	控除対象(配偶者)		その他
有	従有		特定	人 従人	
有	従有	千 円	人 従人	人 従人	
社会保険料等の金額		生命保険料の控除額	健康保険料の控除額		
内	千 円	千 円	千 円		
(摘要)					
普通徴収－A					

<提出時のご案内>

切替理由書は下図のとおり、普通徴収とする方の給与支払報告書(個人別明細書)の上へ重ねて提出してください。

(特別徴収のみの場合、切替理由書の添付は不要です)



《切替理由書についての注意点》

切替理由書の提出がない場合や給与支払報告書（個人別明細書）の摘要欄に記載がない場合は特別徴収の取扱いとなりますのでご注意ください。

○切替理由について

- ・項目**普A**の総受給者数は、提出市町村以外にお住まいの方も含めて数えます。専従者・乙欄・退職者を除き給与の支払いが3名以上ある事業所の場合は項目**普A**の該当とはなりません。
- ・従業員が2カ所以上で働いており、他の事業所が主な勤務先の場合は項目**普B**の該当となります。
- ・休職者（予定を含む）や死亡者については、項目**普F**に人数を記載してください。

○項目普A～普Fにあてはまらない次のような場合は普通徴収とすることはできません

- ・従業員の個人的な希望
- ・パート、アルバイト従業員という理由
- ・事務の増加や経理担当者がいない など

○e L T A X及び光ディスク等で提出する場合

e L T A Xで給与支払報告書を提出される場合は給与支払報告書（個人別明細書）の「普通徴収」欄にチェックを入れ、紙の給与支払報告書と同様に摘要欄に項目を入れてください。

また、e L T A X及び光ディスク等での提出の場合に限り、切替理由書の添付は不要になります。（摘要欄への切替理由の記入については記入をお願いします） 他県の市区町村に提出する際は、提出方法を確認の上、提出をお願いします。

個人住民税の普通徴収への切替理由書

市町村長 あて

指定番号

事業者名

項目	切替理由(下記6項目以外の理由は不可)	人数
普 A	総受給者数(専従者 ・ 乙欄 ・ 退職者を除いた合計)が2名以下	人
普 B	他の事業所で 特別徴収 ・ 普通徴収 として扱う乙欄該当者	人
普 C	毎月の給与が少なく、税額が引けない	人
普 D	給与の支払期間が不定期(例:給与の支払いが毎月ではない)	人
普 E	普通徴収として扱う事業専従者(個人事業主のみ該当)	人
普 F	退職者 ・ 退職予定者(5月末日まで)	人
普通徴収合計人数		人

- 重要
- 1 普通徴収とする場合は、個人別明細書の摘要欄に必ず項目(普A～普F)を記入してください。
 - 2 摘要欄に項目の記入がない場合は、特別徴収の取扱いとなります。

令和7年度(令和6年分)の給与支払報告書の様式

※																												
								※種別							※整理番号								※					
※区分										(受給者番号)																		
支払を受ける者の住所										(個人番号)																		
										(役職名)																		
										氏名(フリガナ)																		
種別				支払金額				給与所得控除後の金額 (調整控除後)				所得控除の額の合計額				源泉徴収税額												
				内千円				千円				千円				内千円												
(源泉)控除対象配偶者の有無等				配偶者(特別) 控除の額				控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)				16歳未満 扶養親族 の数				障害者の数 (本人を除く。)				非居住者である親族の数								
老人				特定制人従人内人従人				その他人従人				人数				特別な人				その他の人								
有従有				千人円				人従人内人従人				人従人				人				内人								
社会保険料等の金額				生命保険料の控除額				地震保険料の控除額				住宅借入金等特殊控除の額																
内千円				千円				千円				千円																
(摘要)																												
生命保険料の金額の内訳				新生命保険料の金額				旧生命保険料の金額				介護医療保険料の金額				新個人年金保険料の金額				旧個人年金保険料の金額								
住宅借入金等特殊控除適用回数				居住開始年月日(1回目)				年				月				日				住宅借入金等特殊控除区分別(1回目)								
住宅借入金等特殊控除可能額				居住開始年月日(2回目)				年				月				日				住宅借入金等特殊控除区分別(2回目)								
(調泉・特別) 控除対象配偶者				(フリガナ)氏名				配偶者の合計所得				国民年金保険料等の金額基礎控除の額				旧長期損害保険料の金額												
				個人番号												所得金額調整控除額												
控除対象扶養親族				1(フリガナ)氏名				16歳未満の扶養親族				1(フリガナ)氏名				5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号												
				個人番号								個人番号																
				2(フリガナ)氏名								2(フリガナ)氏名				区分												
				個人番号								個人番号				区分												
				3(フリガナ)氏名								3(フリガナ)氏名				区分												
				個人番号								個人番号				区分												
				4(フリガナ)氏名								4(フリガナ)氏名				区分												
				個人番号								個人番号				区分												
未成年者外国人死亡退職災害者乙欄				本人が障害者寡ひとり親勤労学生				中途就・退職				受給者生年月日																
				特別その他婦				就職退職年日月				元号年月日																
								6																				
支払者				個人番号又は法人番号住所(居所)又は所在地氏名又は名称				(右詰で記載してください。)(電話)																				
(摘要)に前職分の加算額、支払者等を記入してください。																												

※記載にあたっては「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引（国税庁）」も参照してください。

[illegible]

記 載 欄 名	記 載 す べ き 内 容
① 支払いを受ける者	【住所】欄 受給者の令和 7 年 1 月 1 日現在の住所を記載してください。住民票と実際に居住している住所が異なる場合は、「(摘要)」欄に住民票の住所を記載してください。 【個人番号】欄 受給者の個人番号(以下、マイナンバー)を記載してください。 【氏名】欄 氏名には必ずフリガナを記載してください。外国人の場合は通称名ではなく、在留カード(旧外国人登録証)にある正しい氏名を記載してください。

記 載 欄 名	記 載 す べ き 内 容
② 支払金額 給与所得控除後の金額 (調整控除後)	【支払金額】欄 令和 6 年 1 月 1 日から令和 6 年 12 月 31 日までに支払った金額を記載してください。 【給与所得控除後の金額】欄 支払金額を基に「給与所得控除後の給与等の金額表」等から算出して記載してください。 なお、所得金額調整控除の適用がある場合には、所得金額調整控除の額を控除した後の金額を記載してください。
③ 所得控除の額の合計額 源泉徴収税額	【所得控除の額の合計額】欄 各所得控除の額の合計額を記載してください。 (注)「住宅借入金等特別控除の額」は含まれません。 【源泉徴収税額】欄 源泉徴収税額は、給与所得控除後の金額から所得控除の合計額を差し引いて、千円未満を切り捨て後、所得税率をかけ、「住宅借入金等特別控除の額」がある場合はさらにそこから差し引きします。これに 2.1%の税率を乗じた復興特別所得税を加算してください。源泉徴収税額は 100 円未満を切り捨てます。 <u>※年末調整をしない給与等であっても、月次減税を実施した場合には、月次減税額を差し引いた、実際に源泉徴収した税額を記載してください。</u>
④ (源泉)控除対象配偶者の有無等 配偶者(特別)控除の額	【(源泉)控除対象配偶者の有無等】 【有】欄 主たる給与等において、支払を受ける方が ●<u>年末調整の適用を受けている場合</u> →<u>控除対象配偶者</u>を有しているときは「○」と記載してください。 ●<u>年末調整の適用を受けていない場合</u> →<u>源泉控除対象配偶者</u>を有しているときに「○」と記載してください。 【従有】欄 従たる給与等において、<u>源泉控除対象配偶者</u>を有している場合に「○」と記載してください。 【老人】欄 <u>控除対象配偶者</u>が老人控除配偶者(70 歳以上(昭和 30 年 1 月 1 日以前に生まれた方))である場合に「○」と記載してください。 【配偶者(特別)控除の額】欄 「給与所得者の配偶者控除等申告書」に基づいて計算された配偶者控除額又は配偶者特別控除額を記載してください。 <u>※控除対象配偶者及び源泉控除対象配偶者については《用語の定義》を参照してください。</u>

記 載 欄 名	記 載 す べ き 内 容
⑤ 控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)	控除対象となる扶養親族のうち、16 歳以上(平成 21 年 1 月 1 日以前に生まれた方)の人数をそれぞれ記載してください。※配偶者は除く。 【特定】欄 扶養親族のうち、年齢 19 歳以上 23 歳未満(平成 14 年 1 月 2 日から平成 18 年 1 月 1 日までに生まれた方)の人数を記載してください。 【老人】欄 扶養親族のうち、年齢 70 歳以上(昭和 30 年 1 月 1 日以前に生まれた方)の人数を記載し、左側の内書欄には、このうち同居する方の人数を記載してください。 【その他】欄 上記の特定、老人扶養親族以外の扶養親族(平成 18 年 1 月 2 日から平成 21 年 1 月 1 日までに生まれた方及び昭和 30 年 1 月 2 日から平成 14 年 1 月 1 日までに生まれた方)の人数の記載してください。
⑥ 16 歳未満扶養親族の数	16 歳未満(平成 21 年 1 月 2 日以降に生まれた方)の扶養親族の人数を記載してください。 (注)16 歳未満の扶養控除は廃止されましたが、市(町)県民税の非課税判定等は 16 歳未満の扶養親族の人数を含めて行いますので、必ず記載してください。
⑦ 障害者の数 (本人を除く。)	扶養している人のうち障害者の人数を記載してください。なお、障害者の人数は、障害者である同一生計配偶者及び 16 歳未満の扶養親族の人数も含めて記載してください。 ※同一生計配偶者については《用語の定義》を参照してください。 【特別】欄 特別障害者のうち同居している方の人数を左側の内書欄に記載してください。 【その他】欄 特別障害者以外の障害者の人数を記載してください。 ※障害等級は障害者手帳等で確認してください。
⑧ 非居住者である親族の数	控除対象の扶養親族(同一生計配偶者及び 16 歳未満の扶養親族を含む)で国外に居住する扶養親族の人数を記載してください。
⑨ 社会保険料等の金額	給与等から控除した社会保険料の金額を記載してください。 小規模企業共済等掛金の額がある場合には、掛金の額を上段に内書し、社会保険料の額との合計金額を下段に記載してください。 (注)国民年金保険料等の金額が含まれている場合には、⑮「国民年金保険料等の金額」欄にその金額を記載してください。
⑩ 生命保険料の控除額	生命保険料の支払金額に基づいて控除した金額を記載してください。 ※控除額の限度額は、12 万円です。 ※令 6 年中に支払った「(新、旧)生命保険料」、「(新、旧)個人年金保険料」、「介護医療保険料」の金額を⑬「生命保険料の金額の内訳」欄に記載してください。

記 載 欄 名	記 載 す べ き 内 容																
⑪ 地震保険料の控除額	地震保険料の支払金額に基づいて控除した金額を記載してください。 ※地震保険料のみの場合、限度額は5万円です。旧長期損害保険料のみの場合、限度額は1万5千円です。1つの契約に地震保険料と旧長期損害保険料が含まれている場合における限度額は5万円となりますので、注意してください。 ※令和6年中に支払った旧長期損害保険料の金額を⑮「旧長期損害保険料の金額」欄に記載してください。																
⑫ 住宅借入金等特別控除の額	「給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書」に基づいて計算した住宅借入金等特別控除の額を記載してください。 ※控除額が算出所得税額を超える場合には、算出所得税額を限度に記載してください。																
⑬ 生命保険料の金額の内訳	令和6年中に支払った一般の生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料の金額をそれぞれ記載してください。一般の生命保険料及び個人年金保険料については、平成24年1月1日以降に締結した契約に基づいて支払った金額を「新」、平成23年12月31日以前に締結した契約に基づいて支払った金額を「旧」としてそれぞれ記載してください																
⑭ 住宅借入金等特別控除の額の内訳	【住宅借入金等特別控除適用数】欄 住宅借入金等特別控除の適用数を記載してください。 【住宅借入金等特別控除可能額】欄 住宅借入金等特別控除額が算出した所得税額を超えて、控除しきれない場合には、住宅借入金等特別控除額を記載してください。 【居住開始年月日(1回目、2回目)】欄 居住開始年月日は、和暦で記載してください。 【住宅借入金等特別控除区分(1回目、2回目)】欄 適用を受ける区分を次のとおり記載し、特定取得(消費税8%)に該当する場合は、区分の後ろに(特)を記載してください。記載例:住(特) 特別特定取得(消費税10%)に該当する場合は、区分の後ろに(特特)を記載してください。記載例:住(特特) 特例特別特例取得に該当する場合は、区分の後ろに(特特特)を記載してください。記載例:住(特特特) <table><tr><th>区 分</th><th>記載方法</th></tr><tr><td>一般の住宅借入金等特別控除の場合(増改築を含む。)</td><td>住</td></tr><tr><td>・上記の場合で住宅が特例住居用家屋に該当する場合</td><td>住(特家)</td></tr><tr><td>認定住宅の新築等に係る住宅借入金特別控除の場合</td><td>認</td></tr><tr><td>・上記の場合で住宅が特例認定住宅等に該当するとき</td><td>認(特家)</td></tr><tr><td>特定増改築等住宅借入金等特別控除の場合</td><td>増</td></tr><tr><td>震災特例法の規定の適用を選択した場合</td><td>震</td></tr><tr><td>・上記の場合で住宅が特例居住用家屋に該当する場合</td><td>震(特家)</td></tr></table> 【住宅借入金等年末残高(1回目、2回目)】欄 住宅借入金等の年末残高を記載してください。 ※適用数が3以上ある場合は、「(摘要)」欄へ3回目以降について、「居住開始年月日」、「住宅借入金等特別控除区分」及び「住宅借入金等年末残高」を記載してください。	区 分	記載方法	一般の住宅借入金等特別控除の場合(増改築を含む。)	住	・上記の場合で住宅が特例住居用家屋に該当する場合	住(特家)	認定住宅の新築等に係る住宅借入金特別控除の場合	認	・上記の場合で住宅が特例認定住宅等に該当するとき	認(特家)	特定増改築等住宅借入金等特別控除の場合	増	震災特例法の規定の適用を選択した場合	震	・上記の場合で住宅が特例居住用家屋に該当する場合	震(特家)
区 分	記載方法																
一般の住宅借入金等特別控除の場合(増改築を含む。)	住																
・上記の場合で住宅が特例住居用家屋に該当する場合	住(特家)																
認定住宅の新築等に係る住宅借入金特別控除の場合	認																
・上記の場合で住宅が特例認定住宅等に該当するとき	認(特家)																
特定増改築等住宅借入金等特別控除の場合	増																
震災特例法の規定の適用を選択した場合	震																
・上記の場合で住宅が特例居住用家屋に該当する場合	震(特家)																

記 載 欄 名	記 載 す べ き 内 容												
⑮ 配偶者の合計所得 国民年金保険料等の金額 旧長期損害保険料の金額 基礎控除の額 所得金額調整控除額	【配偶者の合計所得】欄 「給与所得者の配偶者控除等申告書」に基づいて計算された配偶者控除又は配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得を記載してください。なお、年の途中で退職した方で、源泉控除対象配偶者を有している方は、「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」に記載された、源泉控除対象配偶者の「所得の見積額」を記載してください。 【国民年金保険料等の金額】欄 社会保険料控除の適用を受けた国民年金保険料等(※)の金額を記載してください。 ※被保険者として負担する国民年金の保険料及び国民年金基金の加入員として負担する掛金 【旧長期損害保険料の金額】欄 地震保険料の控除額のうちに平成 18 年 12 月 31 日までに締結した長期損害保険契約等に係る控除額が含まれている場合には、令和 6 年中に支払った長期損害保険料の金額を記載してください。 【基礎控除の額】欄 基礎控除の額が 48 万円の場合には、記載の必要ありません。 【所得金額調整控除額】欄 所得金額調整控除の適用がある場合のみ記載してください。												
⑯ (源泉・特別)控除対象配偶者 控除対象扶養親族	配偶者控除又は配偶者特別控除の対象となる配偶者、扶養控除の対象となる扶養親族の氏名、フリガナ及びマイナンバーを記載してください。 なお、控除対象配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者が国外に居住している場合には、区分の欄に○をしてください。 また、控除対象扶養親族については、区分の欄に次表の分類に応じて、次のように記載してください。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>控除対象扶養親族の分類</th><th>記載方法</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>居住者</td><td>00※1</td></tr> <tr> <td>非居住者(30歳未満又は70歳以上)</td><td>01</td></tr> <tr> <td>非居住者(30歳以上70歳未満、留学生)</td><td>02</td></tr> <tr> <td>非居住者(30歳以上70歳未満、障害者)</td><td>03</td></tr> <tr> <td>非居住者(30歳以上70歳未満、38万円以上送金)</td><td>04</td></tr> </tbody> </table> ※1 書面で提出する場合は、空欄としてください。 ※ 30歳以上70歳未満の非居住者が上記02～04の複数に該当する場合は、いずれかひとつを記載してください。	控除対象扶養親族の分類	記載方法	居住者	00※1	非居住者(30歳未満又は70歳以上)	01	非居住者(30歳以上70歳未満、留学生)	02	非居住者(30歳以上70歳未満、障害者)	03	非居住者(30歳以上70歳未満、38万円以上送金)	04
控除対象扶養親族の分類	記載方法												
居住者	00※1												
非居住者(30歳未満又は70歳以上)	01												
非居住者(30歳以上70歳未満、留学生)	02												
非居住者(30歳以上70歳未満、障害者)	03												
非居住者(30歳以上70歳未満、38万円以上送金)	04												

⑰ 16 歳未満の扶養親族	16 歳未満の扶養親族の氏名、フリガナ及びマイナンバーを記載し、国外に居住している場合には、区分の欄に○を付してください。 ※5人目以降については、氏名を「(摘要)」欄へ、マイナンバーを「5人目以降の 16 歳未満の扶養親族の個人番号」へ括弧書きの数字と併せて記載してください。
⑱ 5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号 5人目以降の 16 歳未満の扶養親族等の個人番号	【5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号】欄 5人目以降の控除対象となる扶養親族のマイナンバーを記載してください。マイナンバーの前には、括弧書きの数字を付して、「摘要」欄に記載されている氏名との対応関係がわかるようにしてください。 例:(1)123456789123 ※「(摘要)」欄に、氏名を記載(氏名の前に括弧書きの数字)する。 例:(1)中央五郎 【5人目以降の 16 歳未満の扶養親族の個人番号】欄 5人目以降の 16 歳未満の扶養親族の個人番号を記載してください。
記 載 欄 名	記 載 す べ き 内 容
⑲ 未成年者から勤労学生までの欄	該当する事項がある場合には、各欄へ○を記載してください。 ■主な留意事項 1 ひとり親控除の対象者 生計を一とする子(所得 48 万円以下)を有する。本人の合計所得金額が 500 万円以下。住民票上、事実婚と判断される人がいない。 2 寡婦控除の対象者 (離別)扶養親族を有する。本人の合計所得金額が 500 万円以下。住民票上、事実婚と判断される人がいない。 (死別)本人の合計所得金額が 500 万円以下。住民票上、事実婚と判断される人がいない。 3 未成年者 平成 19 年 1 月 3 日以降に生まれた方
⑳ 中途就・退職	令和 6 年中に途中で就職や退職した方については、該当欄に○と、その年月日を記載してください。同年中に就職し、退職した場合は両方に○と、その年月日を2段書きで記載してください。
㉑ 受給者生年月日	個人を特定するためにも、生年月日は十分、確認して記載してください。
㉒ 支払者	給与等の支払者の所在地、名称等、電話番号、法人番号又は個人事業主の場合はマイナンバーを記載してください。(マイナンバーを記載する場合は、左端を空白にし、右詰で記載してください。)

⑳ (摘要)	1 控除対象扶養親族又は 16 歳未満の扶養親族が5人以上いる場合には、5人目以降の氏名を記載し、氏名の前に括弧書きの数字を付し、「5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号」欄、「5人目以降の 16 歳未満の扶養親族等の個人番号」欄に記載するマイナンバーとの対応関係が分かるようにしてください。 (1) 16 歳未満の扶養親族の場合は、氏名の後に(年少)と記載してください。 (2) 扶養親族が国内に住所を有していない場合は、氏名の後に(非居住者)と記載してください。 2 同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く。)を有する方で、その同一生計配偶者が、障害者、特別障害者又は同居特別障害者に該当する場合には、同一生計配偶者の氏名及び同一生計配偶者である旨を記載してください(例「中央 正子(同配)」)。									
記 載 欄 名	記 載 す べ き 内 容									
㉑ (摘要) (前頁からつづき)	3 所得金額調整控除の適用がある場合は、該当する要件に応じて次のとおり記載してください。 <table border="1" data-bbox="614 1048 1455 1339"> <thead> <tr> <th>要 件</th><th>記載方法</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本人が特別障害者</td><td>記載不要</td></tr> <tr> <td>同一生計配偶者が特別障害者</td><td>同一生計配偶者の氏名 例「中央 花子(同配)」</td></tr> <tr> <td>扶養親族が特別障害者</td><td rowspan="2">扶養親族の氏名(調整)</td></tr> <tr> <td>扶養親族が年齢 23 歳未満</td></tr> </tbody> </table> ただし、上記「同一生計配偶者」又は「扶養親族」が⑯⑰⑱欄に記載されている場合は、摘要欄の記載を省略できます。 4 年末調整の際に3以上の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用がある場合には、3回目以降の住宅取得等について、その住宅の取得ごとに「居住開始年月日」、「住宅借入金等特別控除区分」及び「住宅借入金等年末残高」を記載してください。 5 途中で就職した方で、前職分を合算して年末調整した場合は、前職の会社名、退職年月日、支払金額、社会保険料の額、源泉徴収税額等を記載してください。他社分がない場合「当社のみ」と記載してください。 ※合算しても記載がない場合には、二重課税等誤りの原因となりますので注意してください。 6 専従者給与の場合は「専従者」と必ず記入してください。 7 切替理由書の普A～普Fの理由に該当し、普通徴収を希望する場合は、その記号を記入してください。 8 摘要欄に書ききれない場合は、別紙(形式は問いません)に記入してください。	要 件	記載方法	本人が特別障害者	記載不要	同一生計配偶者が特別障害者	同一生計配偶者の氏名 例「中央 花子(同配)」	扶養親族が特別障害者	扶養親族の氏名(調整)	扶養親族が年齢 23 歳未満
要 件	記載方法									
本人が特別障害者	記載不要									
同一生計配偶者が特別障害者	同一生計配偶者の氏名 例「中央 花子(同配)」									
扶養親族が特別障害者	扶養親族の氏名(調整)									
扶養親族が年齢 23 歳未満										

④ 所得税の定額減税を適用させた
場合

- 1 年末調整時に年調所得税額(※1)から実際に控除した定額減税額がある場合は、「源泉徴収時所得税減税控除済額〇〇〇円」と記載してください。
- 2 定額減税額のうち年調所得税額から控除しきれなかった金額を「控除外額〇〇〇円」と記載してください。
- 3 控除しきれなかった金額がない場合は「控除外額0円」と記載してください。
- 4 合計所得金額が 1,000 万円超の方で、居住者の同一生計配偶者(非控除対象配偶者)分を定額減税額の計算に含めた場合には、「非控除対象配偶者減税有」と記載してください。

内 容	記載事項
実際に控除した年調減税額	源泉徴収時所得税減税控除済額 〇〇〇円
年調減税額のうち年調所得税額から控除しきれなかった金額	控除外額 〇〇〇円 (注)控除しきれなかった金額がない場合は「控除外額0円」
合計所得金額が1,000万円超の方で、同一生計配偶者を年調減税額の計算に含めた場合	非控除対象配偶者減税有 (注)同一生計配偶者が障害者、特別障害者又は同居特別障害者に該当する場合「減税有」の追記で差し支えありません。

「(摘要)」欄の記載に当たっては、定額減税に関する事項を最初に記載するなど、書ききれないことがないようにしてください。

※1 年調所得税額について、年末調整により算出された所得税額で、住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合には、その控除後の金額をいいます。

※詳細は、次ページ「所得税の定額減税を適用させた場合の摘要欄」をご覧ください。

⑭所得税の定額減税を適用させた場合の摘要欄

【記載例】〈年末調整を行った一般的な場合〉

給与支払報告書（個人別明細書）	※										※種別										※標準番号										※																																																
	※区分																				(受給者番号)																																																										
	支払を受ける者																				(個人番号)																																																										
	住所																				(役職名)																																																										
																					(フリガナ)																																																										
																					氏名																																																										
	種別										支払金額										給与所得控除後の金額 (標準控除後)										所得控除の合計額										源泉徴収額																																						
											円										円										円										円										円																												
	(源泉)控除対象配偶者の有無等										配偶者(特別)控除の額										控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)										16歳未満扶養親族の数										障害者の数 (本人を除く。)										特別徴収対象となる者の数																												
専業主婦										専業主婦										特定										内										人										人										人										人									
										円										円										円										円										円										円																			
社会保険料等の金額										生命保険料の控除額										地震保険料の控除額										住宅借入金等特別控除の額																																																	
円										円										円										円										円										円																													
(摘要)																																																																															
生命保険料の金額の内訳										新生命保険料の金額										円										円										円										円										円																			

源泉徴収時所得税減税額控除済額〇〇〇円、控除外額0円

【記載例】〈非控除対象配偶者分の定額減税の適用を受けた場合〉

給与支払報告書（個人別明細書）	※										※種別										※標準番号										※																																																										
	※区分																				(受給者番号)																																																																				
	支払を受ける者																				(個人番号)																																																																				
	住所																				(役職名)																																																																				
																					(フリガナ)																																																																				
																					氏名																																																																				
	種別										支払金額										給与所得控除後の金額 (標準控除後)										所得控除の合計額										源泉徴収額																																																
											円										円										円										円										円																																						
	(源泉)控除対象配偶者の有無等										配偶者(特別)控除の額										控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)										16歳未満扶養親族の数										障害者の数 (本人を除く。)										特別徴収対象となる者の数																																						
専業主婦										専業主婦										特定										内										人										人										人										人																			
										円										円										円										円										円										円																													
社会保険料等の金額										生命保険料の控除額										地震保険料の控除額										住宅借入金等特別控除の額																																																											
円										円										円										円										円										円																																							
(摘要)																																																																																									
生命保険料の金額の内訳										新生命保険料の金額										円										円										円										円										円																													

源泉徴収時所得税減税額控除済額〇〇〇円、控除外額0円

非控除対象配偶者減税有

給与支払報告書（個人別明細書）

URL 「<https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzei/index.htm>」



特設サイト QR コード

《用語の定義》

- 1 源泉控除対象配偶者とは、給与所得者(合計所得金額が900万円以下である人に限ります。)と生計を一にする配偶者で、合計所得が95万円以下である人をいいます。
- 2 同一生計配偶者とは、給与所得者と生計を一にする配偶者で、合計所得が48万円以下である人をいいます。
- 3 控除対象配偶者とは、**同一生計配偶者のうち**、合計所得が1,000万円以下である給与所得者の配偶者をいいます。

同一生計配偶者		・給与所得者の合計所得金額 ⇒制限なし ・配偶者の合計所得金額 ⇒48万円以下
	<u>控除対象配偶者</u>	・給与所得者の合計所得金額 ⇒ 1,000万円以下 ・配偶者の合計所得金額 ⇒48万円以下
<u>源泉控除対象配偶者</u>		・給与所得者の合計所得金額 ⇒900万円以下 ・配偶者の合計所得金額 ⇒ 95万円以下

給与支払報告書(個人別明細書)の記載例

個人番号は正確に記載してください。

給与支払報告書(個人別明細書)

※										※種別										※整理番号										※																																																																					
※区分										(受給者番号)																																																																																									
住所 中央市臼井阿原1234番地 中央マンション101号										(個人番号) 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2										(役職名)																																																																															
氏名 中央 太郎										(フリガナ) チュウオウ タロウ																																																																																									
種別										支払金額										給与所得控除後の金額 (調整控除後)										所得控除の額の合計額										源泉徴収税額																																																											
給与・賞与										6 000 000										4 360 000										3 780 813										0																																																											
(源泉)控除対象配偶者 の有無等 老人										配偶者(特別)控除の額										控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)										16歳未満扶養親族の数										障害者の数 (本人を除く。)										非居住者である親族の数																																																	
有 従有										30 000										1 1 1										3										1										2																																																	
社会保険料等の金額										生命保険料の控除額										地震保険料の控除額										住宅借入金等特別控除の額																																																																					
750 813										120 000										50 000										29 500																																																																					
(摘要)										(1) 中央 五郎(非居住者)										前職:(株)玉穂 支払額:200,000 社保:30,000 源泉:80,190 退職:R6. 4. 30																																																																															
源泉徴収時所得税減税控除済額〇〇〇〇円、控除外額〇〇〇〇円、非控除対象配偶者減税有																																																																																																			
生命保険料の金額の内訳										新生命保険料の金額 120,000										旧生命保険料の金額 100,000										介護医療保険料の金額 80,000										新個人年金保険料の金額 240,000										旧個人年金保険料の金額 120,000																																																	
住宅借入金等特別控除の内訳										2										居住開始年月日(1回目) 24 1 30										住										住宅借入金等年末残高(1回目) 12,000,000																																																											
住宅借入金等特別控除の内訳										200,000										居住開始年月日(2回目) 27 8 31										増(特)										住宅借入金等年末残高(2回目) 8,000,000																																																											
(源泉・特別)控除対象配偶者										(フリガナ) チュウオウ ハナコ										氏名 中央 花子										区分										配偶者の合計所得 1,320,000										国民年金保険料等の金額										旧長期損害保険料の金額										所得金額調整控除額																													
個人番号										1 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3																																																																																									
16歳未満の扶養親族										(フリガナ) チュウオウ イチロウ										氏名 中央 一郎										区分										5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号																																																											
個人番号										1 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4																																																																																									
2										(フリガナ) チュウオウ ジロウ										氏名 中央 次郎										区分										(1) 190123456789																																																											
個人番号										1 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5																																																																																									
3										(フリガナ) チュウオウ サブロウ										氏名 中央 三郎										区分										5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号																																																											
個人番号										1 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6																																																																																									
4										(フリガナ) チュウオウ ヨソコ										氏名 中央 四子										区分																																																																					
個人番号										1 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7																																																																																									
未成年者										外国										死亡退職者										災害者										乙欄										本人が障害者										寡婦										ひとり親										勤労学生																			
中途就・退職										就職										退職										年										月										日										元号										年										月										日									
○										6										6										1										昭和										40										1										1																													
個人番号又は法人番号										9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1										(右詰で記載してください。)																																																																															
住所(居所)又は所在地										中央市成島9999番地																																																																																									
氏名又は名称										〇〇〇〇 株式会社																																																																																									
(電話)																																																																																																			

(摘要)に前職分の加算額、支払者等を記入してください。

前職分と合算している場合は、前職分について必ず記載してください。

所得税の定額減税を適用させた場合について詳細は、②「所得税の定額減税を適用させた場合の摘要欄」をご覧ください。

給与支払者の個人番号(個人事業主の場合)又は法人番号を正確に記載してください。
※個人番号の場合は、左側を1文字空けて記載してください。

(市区町村提出用)

個人事業主の方へのお願い

番号法施行に基づき、給与支払報告書の提出時に個人番号の確認と身元確認が必要となります。

令和 7 年度(令和 6 年分)の給与支払報告書総括表に給与支払者の法人番号・個人番号(個人事業主)の記載が必要です。

なお、個人事業主の方は、給与支払報告書等提出の際に以下の内容を確認させていただきますので、書類の提示、又は写しの提出をお願いします。

※個人別明細書に記載した従業員の個人番号については、本人確認書類の提出は不要です。

① 記入した事業主の個人番号の確認ができる書類

「マイナンバーカード(裏)」、「個人番号が記載された住民票」、「※通知カード」など

※ただし、通知カードは令和 2 年 5 月 25 日に廃止されているため、通知カードに記載された氏名、住所などが住民票に記載されている内容と一致している場合に限る、個人番号確認書類として利用できます。

② 事業主の本人確認のできる書類

「マイナンバーカード(表)」、「運転免許証」、「公的医療保険の被保険者証」、「パスポート」など

◆ 郵送の場合は、上記①・②の書類の写しを同封し提出願います。